

平成29年度学校監査意見要望及び対応状況

教育委員会

意見要望	対応状況
<p>(1) 服務・給与事務及び契約事務について</p> <p>服務・給与事務等については、これまでの監査結果等を踏まえ、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項で述べたように、服務・給与事務等について、事務処理ミスが複数校で見受けられた。</p> <p>その中には、監査の実施に当たり、各学校における事前の書類点検により事務処理ミスが見つかった事例もあり、日頃からのチェック不足や、担当者任せの対応を伺わせるケースがあった。</p> <p>今回監査で指摘を行った事項は、各学校・幼稚園・各こども園に共通する事務に関するものであり、各学校等においては、これら指摘事項を共有するとともに、組織として日常的な点検・確認を徹底し、適正な事務執行に取り組まれたい。</p> <p>(教育政策課、学校運営課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p> <p style="text-align: center;">【教育政策課】</p> <p style="text-align: center;">【学校運営課】</p> <p style="text-align: center;">【教育指導課】</p>	<p>区費職員の服務・給与事務については、服務の手引、給与事務の手引、旅費事務の手引等に基づき処理しているところである。</p> <p>教育政策課としても、学校において手引に基づく適正な事務処理が行われるよう徹底を図る。</p> <p>契約事務について、学校への指導を行う立場にある教育委員会としても、関係法令やシステム操作方法等事務処理について確認を行い、各学校において適切な事務処理が行えるよう、組織的な取組みを行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p> <p>幼稚園・各こども園の服務・給与事務においては、日常的な書類点検・確認を徹底するよう改めて周知を図り、園担当者と連携を取り合いながら、適切な事務執行を促していく。</p> <p style="text-align: right;">【学校運営課】</p> <p>教職員の服務・給与事務に係る事務処理のミスが複数校で指摘されたことを重く受け止め、指摘のあった事務処理を検証し、原因を確認した上で基礎的な知識を習得させるとともに、ダブルチェック体制を構築し、日常的に組織対応を図るよう指導することで、単純ミスをなくすよう取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
<p>(2) 毒物劇物の管理について</p> <p>理科準備室内における毒物劇物については、不要な薬品や当該年度に使用しない薬品類をすべて処分するなど非常に管理しやすい状態で保管している学校が複数校あった。一方で、毒物劇物危害防止規定や薬品リストを作成していないなかつたり、一部の薬品の残量が薬品管理簿と一致していない事例が見受けられた。</p>	<p>指摘を受けた各学校に対して、個々の指摘事項を改めて確認、理解させた上、必要事項を是正させ、再発の防止に努めるよう指導を行うとともに、平成30年3月の合同校(園)長会及び合同副校(園)長会にて指摘事項を周知し、他校でも再発防止に努めるよう指導する。</p> <p>また、これまで各校あてに通知を行い、</p>

<p>各学校長においては、毒物劇物の管理の重大性を教職員に十分に周知し、理解を図った上で、定期点検の確実な実施、使用記録の徹底と確認など、適切な管理に努められたい。</p> <p>教育委員会としては、平成29年5月に合同校（園）長会で、9月に合同校（園）長会と合同副校（園）長会において毒物劇物管理の注意喚起を実施している（学校内に保管している薬品類の管理のポイントとして、平成28年5月6日付け目教指第985号通知要旨を説明）が、管理が行き届いているとは言いがたい。そのため、管理が不十分な学校に対して薬品の保管・管理に係る確認を行うなど、改めて適正な管理が行われるように指導を徹底されたい。</p> <p>（教育指導課、各小・中学校）</p>	<p>合同校（園）長会及び合同副校（園）長会において繰り返し、管理の徹底について注意喚起を行ってきたが、十分な効果が表れていないことから、平成30年度に向けては、管理職に対する注意喚起に加え、担当の教職員に向けた説明の機会を設けたり、毒物劇物の適正な管理に向けて個別訪問指導を実施する。毒物劇物の保管・管理が適正に行われるよう工夫に努めることとする。</p> <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
<p>（3）危機管理について</p> <p>目黒区地域防災計画（平成28年度修正）において、各学校は地域避難所に指定されており、その運営を担う避難所運営本部は、「校長を管理責任者として、学校教職員、区職員及び避難住民等で組織する」と定められている。とりわけ、発災直後の時期は、「校長が避難所運営本部長、副校长が副避難所運営本部長として対応」することが予定されているところである（「目黒区避難所運営協議会の手引き」平成26年10月改正）。</p> <p>こうした役割が等しく求められている中で、各学校の地域避難所開設時を想定した準備状況は様々であった。</p> <p>既に住区エリアの避難所運営協議会が設立され、そこに加わり、避難所運営訓練などが実施されている学校、避難所運営協議会は未設立であるが、町会・自治会の訓練に参加するとともに、学校施設における避難所としての利用区画を決定し、教室等の部屋ごとにその表示が既になされていた学校、この面での地域との連携等が未確立の学校などである。</p> <p>避難所運営協議会の有無という環境の違いは現</p>	<p>災害発生時に、地域避難所としての役割を果たせるよう各校の準備状況等を確認しながら教育委員会としても適切に対応していく。</p> <p>また、準備状況や地域との連携が良好な学校の事例を各校に提供するなど、防災課と協力しながら、学校における対応の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>

実にあるものの、学校から町会・自治会に呼びかけて避難所運営訓練を実施したところもあり、災害はいつ発生するか分からないことから、避難所開設に係る学校側の準備も更に進めていく必要がある。予定されている役割を踏まえ適切な対応に努められたい。

(教育政策課、各小・中学校)

【教育政策課】